

指定給水装置工事事業者申請・更新等手続きについて

指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）とは、水道事業の給水区域において給水装置工事を適正に施行できるものとして水道法に基づき水道事業者が指定した事業者です。

甲府市上下水道局（以下「局」という。）の給水区域において給水装置工事を施行する場合は、局の指定を受ける必要があります。

1 指定の申請

新規で給水装置工事事業者の指定を受ける場合は、次のとおりの手続きを行ってください。

(1) 提出書類

表一1「指定の申請に係る申請早見表」を参照。

表一1 指定申請に係る申請早見表			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
添付文書並び順 ※この順どおり添付し提出すること			指定給水装置工事事業者指定申請書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿本	定款又は寄付行為の写し	住民票又は外国人登録証明書の写し	機械器具調書及び器具写真	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	主任技術者免許証・主任技術者証の写し	還付金振込口座申請書	指定書（事業者証）		
指定申請項目		指定給水装置工事事業者規程														
新規等	指定申請（法人）	指定書交付がされたときに主任技術者選任届を提出する	■			■	■		■	■	■	■	■			
	指定申請（個人）		■					■	■	■	■	■	■			
	主任技術者の選任	2週間以内（第1章第12条及び2）										■	■			
	主任技術者の解任											■				
変更等	氏名又は名称（法人）	変更のあった日から30日以内（第1章第7条の2） 遅れて提出したときは、別途遅延理由書を添付してください		■		■	■			■			■	□		
	氏名又は名称（個人）			■				■					■	□		
	法人の代表者			■		■	■			■				■		
	住所（法人）			■		■	■							■		
	住所（個人）			■					■					■		
	法人の役員氏名			■		■				■						
	事業所の名称・所在地		個人にあたっては住民票添付		■				■						■	□
	廃止・休止		廃止又は休止の日から30日以内			■										□
	再開		再開の日から10日以内			■									▲	
再交付	破損・汚損															
	亡失															

※ ■は添付文書を示す
□は当局へ提出及び返納を示す
▲は必要に応じ提出

※様式は、局ホームページ「各種様式」からダウンロードしてください。

(2) 指定手数料

10,000円（非課税）

納付書は窓口でお渡しします。

(3) 提出方法

窓口のみ

提出先：〒400-0046 甲府市下石田二丁目 23 番 1 号

甲府市上下水道局 業務部 給排水課 給水装置係

(4) 指定事業者証の交付

「(1) 提出書類」を提出した後、局から申請者へ指定工事事業者証の交付日を電話で連絡いたします。

指定工事事業者証を交付する際、30分程度の給水装置工事に関する説明がありますので、給水装置工事の分かる方が取りに来てください。

(5) 指定の有効期間

5年間

2 指定の更新申請

給水装置工事事業者の指定の有効期間は5年間となるため、指定の更新する場合は、次のとおりの手続きを行ってください。

(1) 指定の更新手続きのお知らせ

有効期限前に局から「指定の更新手続きのお知らせ」を送付します。

指定の更新手続きのお知らせに従って手続きを行ってください。

(2) 提出書類

表-1「指定の申請に係る申請早見表」を参照。

別途「指定更新時確認事項」の様式に記載し、局にて確認を行います。

※「指定更新時確認事項」の様式は、局ホームページ「各種様式」からダウンロードしてください。

※「指定更新時確認事項」の4項目の内容については、以下のとおりです。

◎「指定更新時確認事項」とは

①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)

③給水装置工事主任技術者の研修受講状況

④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

(3) 指定の更新手数料

6,000円（非課税）

納付書は窓口でお渡しします。

(4) 提出方法

郵送又は窓口

提出先：〒400-0046 甲府市下石田二丁目 23 番 1 号

甲府市上下水道局 業務部 給排水課 給水装置係

(5) 指定事業者証の交付

「(2) 提出書類」を提出した後日に指定工事事業者証の交付を行います。交付日については、「指定の更新手続きのお知らせ」に記載いたします。指定工事事業者証を交付する際、30分程度の給水装置工事に関する説明がありますので、給水装置工事の分かる方が取りに来てください。

3 指定事項の変更

指定事項に変更があった場合も手続きが必要となります。表－1「指定の申請に係る申請早見表」を参照に書類の提出をして下さい。様式は、局ホームページ「各種様式」からダウンロードしてください。

なお、「提出方法」については、前項「2 指定の更新申請」(4)提出方法 を参照してください。

4 事業の廃止・休止・再開

事業の廃止・休止・再開をした場合も手続きが必要となります。表－1「指定の申請に係る申請早見表」を参照に書類の提出をして下さい。様式は、局ホームページ「各種様式」からダウンロードしてください。

なお、「提出方法」については、前項「2 指定の更新申請」(4)提出方法 を参照してください。

5 給水装置工事主任技術者の選任・解任

給水装置工事主任技術者の選任・解任をした場合も手続きが必要となります。表－1「指定の申請に係る申請早見表」を参照に書類の提出をして下さい。様式は、局ホームページ「各種様式」からダウンロードしてください。

なお、「提出方法」については、前項「2 指定の更新申請」(4)提出方法 を参照してください。

6 問い合わせ先

甲府市下石田二丁目23番1号

甲府市上下水道局 業務部 給排水課 給水装置係

電 話 055-228-3314

FAX 055-228-3447